

豊川市行政経営改革プラン

行政経営改革アクションプラン(案)

平成 30 年度 ~ 平成 32 年度

平成 30 年 3 月
豊 川 市



目次

■はじめに～行政経営改革の概要～

- 1 行政経営改革の目的 P. 1
- 2 行政経営改革の将来像と改革方針 P. 2

■共通項目

- 1 目的と概要 P. 3
- 2 計画期間 P. 3
- 3 取組の体系 P. 4
- 4 重点取組 P. 6
- 5 目標 P. 8
- 6 全体スケジュール P. 8

■具体的な取組内容

- 表の見方・効果の算定方法 P. 10
- 将来像1「市民・協働」 P. 11
- 将来像2「情報・共有」 P. 18
- 将来像3「財政・資産」 P. 23
- 将来像4「組織・仕組」 P. 36
- 将来像5「人材・品質」 P. 42

■用語解説

- 用語解説（あいうえお順） P. 52

用語解説がある用語には「*（アスタリスク）」を付していますのでご参照ください。

はじめに～行政経営改革の概要～

1 行政経営改革の目的

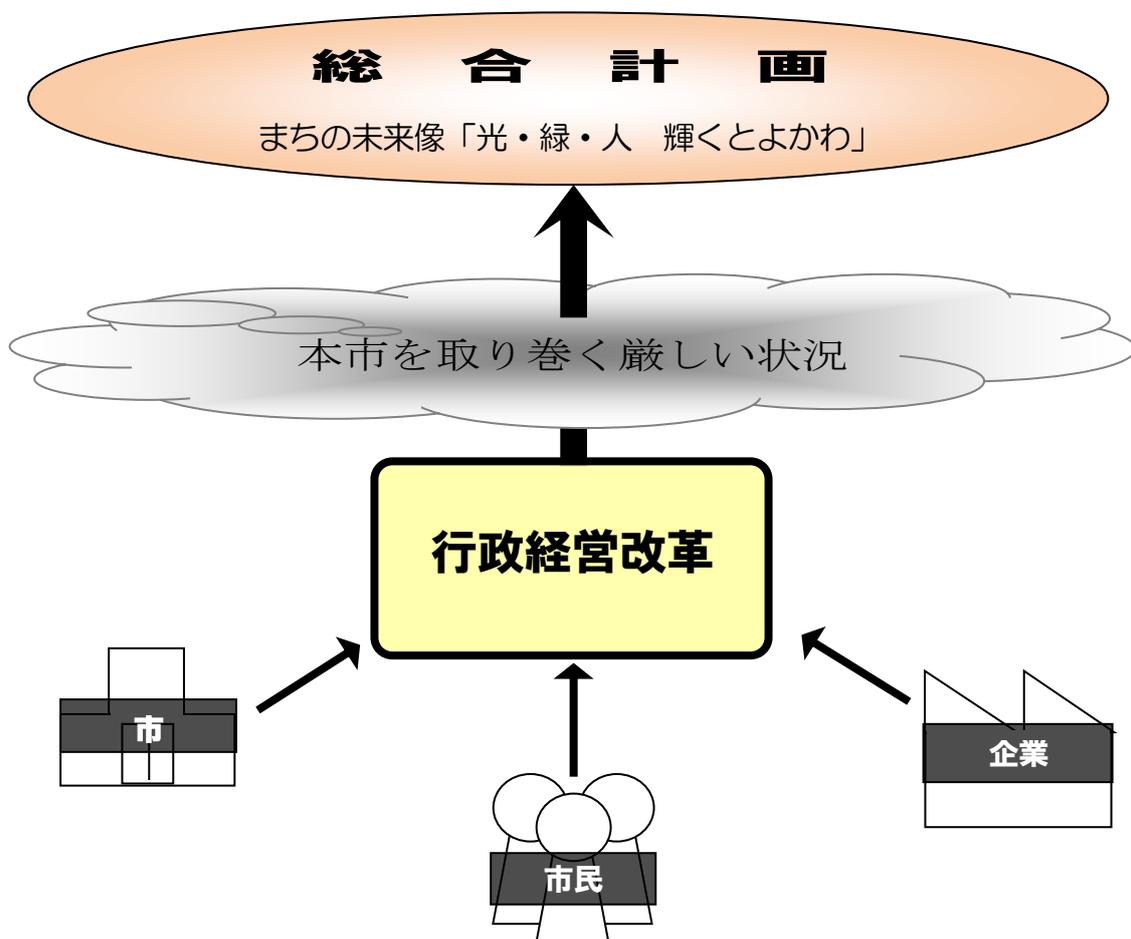
現在、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化を伴う人口減少、経済状況の変化など様々な要因により大変厳しくなっており、今後、安定した行政運営を継続していくにも相当に困難な状況が予測されます。

本市ではこれまで、最大の行政改革と言われる合併を3度行い、行政運営の効率化を図ってきました。また、総合計画*の実現に向け、平成23年度に行政経営改革プランを定め、収入の確保やコストの削減などに取組み、財源を生み出す「行政経営改革」を実施してきました。

現状の厳しさを打開し、総合計画の実現を図るエンジンとしての十分な推進力を得るため、明確な経営方針をたて、経営の仕組みを構築することにより、市民とともに行政資源の最大限の活用を図り、質の高い行政サービスを提供します。

そして、「行政経営改革」による強い推進力で本市を取り巻く厳しい状況を乗り越え、総合計画のまちの未来像である「光・緑・人 輝くとよかわ」の実現を目指します。

図表 1 「行政経営改革の目的イメージ」



2 行政経営改革の将来像と改革方針

行政経営改革が目指す行政運営の将来像と実現するための改革方針を図表2のとおり設定します。

5つの将来像と改革方針は相互に関連しながら、一体的に将来像の実現を図ります。

図表2 「将来像と改革方針の全体イメージ」
※丸数字は各将来像の取組の大きな方向性を示す施策



町内会の加入促進事業



カイゼン運動の実施に基づく表彰式



Twitter*やFacebook*の双方向コミュニケーションツールを活用した広報の実施

将来像 1 市民・協働

ともに築く
「協働力」を高めます

- ①市民参画の推進
- ②市民協働の推進
- ③企業など他団体との連携の強化

将来像 5 人材・品質

しっかりと担う
「人材力」を高めます

- ①少数精鋭の推進
- ②窓口サービスの向上
- ③行政情報化の推進
- ④業務改善の推進

将来像 2 情報・共有

よく見える
「情報力」を高めます

- ①地域情報化*の推進
- ②広報機能の強化
- ③説明責任と透明性の拡充

将来像 4 組織・仕組

わをもって支える
「組織力」を高めます

- ①トップマネジメント*の確立
- ②柔軟な組織・権限の見直し
- ③マネジメントサイクルの確立
- ④マーケティング*機能の強化

将来像 3 財政・資産

かくじつに営む
「財政力」を高めます

- ①歳出の最適化
- ②歳入の確保の強化
- ③財政健全化の推進
- ④公有財産*の最適化



企画調整会議の設置による
トップマネジメントの確立



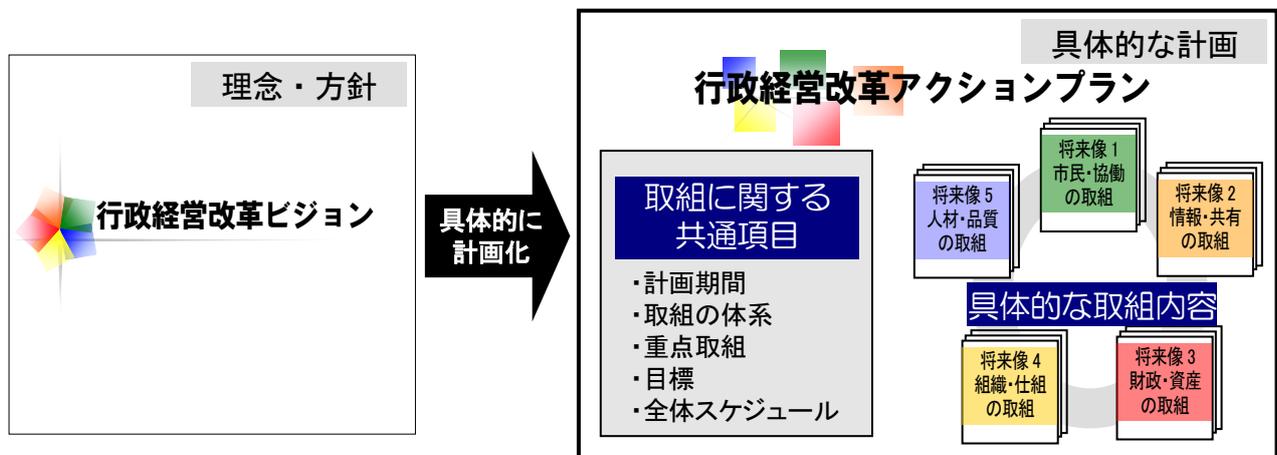
市有地の有効活用による歳入の確保(数谷原住宅跡地)

共通項目

1 目的と概要

行政経営改革アクションプラン（以下「アクションプラン」といいます。）は、「行政経営改革ビジョン*」の実現を図るため、具体的に計画を定めるものです。計画の期間やスケジュールなど取組に関する共通項目を設定したうえで、行政経営改革ビジョンで定めた将来像ごとに具体的な取組内容を設定して計画的に推進を図ります。

図表3 「アクションプランの目的と概要」



2 計画期間

このアクションプランでは、平成30年度から平成32年度までの3か年に推進する取組を計画します。

なお、「推進」とは、具体的に取組内容を進めていくことを示し、検討や調整などを開始することを含みます。

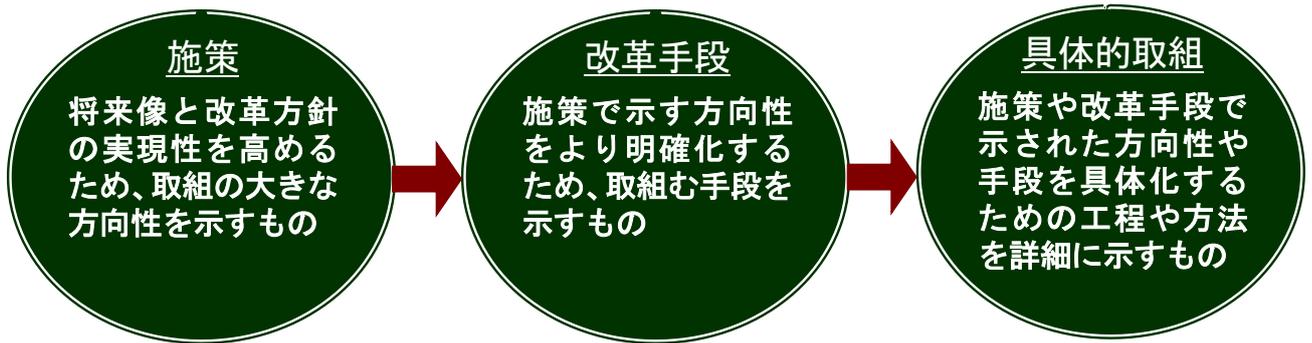
図表4 「計画期間」

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	平成30年度～平成32年度に 推進する取組を計画化		

3 取組の体系

将来像にある改革方針と具体的な取組内容との関係を明確にするため、図表5にあるとおり各将来像のもとに階層順に「施策」－「改革手段」－「具体的取組」を設定して体系化し、分かりやすく取組内容を整理します。

図表5 「取組の体系」



このアクションプランでは、将来像ごとに「施策」と「改革手段」を図表6のとおり整理します。これにより階層別の件数は、「施策」が18件、「改革手段」が38件、「具体的取組」が114件となります。

図表6 「将来像ごとの施策と改革手段」

将来像と改革方針	施策	改革手段	
将来像 1 市民・協働 ともに築く 「協働力」を高めます	① 市民参画の推進	1 市民参画意識の醸成(2) P. 11 2 市民参画機会の増加(4) P. 12	
	② 市民協働の推進	1 協働の仕組づくり(3) P. 13 2 市民活動の支援(1) P. 14	
	③ 企業など他団体との連携の強化	1 企業などとの連携(3) P. 15 2 大学などとの連携(3) P. 16 3 広域行政の推進(3) P. 17	
	具体的取組件数 計 19 件		
	将来像 2 情報・共有 よく見える 「情報力」を高めます	① 地域情報化*の推進	1 地域情報化の推進(2) P. 18
		② 広報機能の強化	1 広報機能の強化(3) P. 19
		③ 説明責任と透明性の拡充	1 分かる化の推進(4) P. 20 2 見える化の推進(10) P. 21
		具体的取組件数 計 19 件	

※1 括弧内の数字は計画した具体的取組の件数
 ※2 ページ番号で具体的な内容を個別に記載

将来像と改革方針

施策

改革手段

※1 括弧内の数字は計画した具体的取組の件数
 ※2 ページ番号で具体的な内容を個別に記載

将来像 3
財政・資産

かくじつに営む
「財政力」を高めます

① 歳出の最適化

1 補助金などの見直し(3) P. 23

2 事務事業の見直し(3) P. 24

② 歳入の確保の強化

1 新たな収入確保の検討(1) P. 25

2 広告主募集制度の充実(4) P. 26

3 税収などの確保策の強化(5) P. 28

③ 財政健全化の推進

1 会計手法の検討(2) P. 29

2 経営基盤の強化(4) P. 30

3 予算編成の見直し(1) P. 31

④ 公有財産*の最適化

1 公共施設の長寿命化の推進(1) P. 32

2 施設の見直し及び処分(2) P. 33

3 保有財産などの利活用の推進(4) P. 34

4 維持管理コストの見直し(2) P. 35

具体的取組件数 計 32 件

将来像 4
組織・仕組

わをもって支える
「組織力」を高めます

① トップマネジメント*の確立

1 トップマネジメントの確立(2) P. 36

② 柔軟な組織・権限の見直し

1 組織の見直し(3) P. 37

2 外郭団体*の見直し(1) P. 38

③ マネジメントサイクル*の確立

1 事業実施決定方法の見直し(4) P. 39

2 評価手法の充実(3) P. 40

④ マーケティング*機能の強化

1 マーケティング機能の強化(2) P. 41

具体的取組件数 計 15 件

将来像 5
人材・品質

しっかりと担う
「人材力」を高めます

① 少数精鋭の推進

1 人材育成の推進(8) P. 42

2 定員適正化の推進(3) P. 44

3 政策形成・分析能力の向上(1) P. 45

② 窓口サービスの向上

1 より身近で便利で快適な窓口サービスの実現(3) P. 46

2 職員の接客能力の向上(1) P. 47

③ 行政情報化の推進

1 行政サービスの高度化(4) P. 48

2 行政サービスの効率化(2) P. 49

④ 業務改善の推進

1 業務改善の意識高揚と改善の推進(4) P. 50

2 職場環境の向上(3) P. 51

具体的取組件数 計 29 件

4 重点取組

具体的取組の推進の困難性や効果、実施時期、市民等への影響などの重要度、緊急度及び市民影響度を総合的に勘案し、より強力に推進していく必要がある取組を「重点取組」として位置づけ、早期の実現や確実な進捗を図ります。

このアクションプランでは、将来像ごとに図表7のとおり重点取組として25項目を設定します。

図表7 「将来像別重点取組」

将来像1 「市民・協働」

- | | | |
|---|-----------------|------|
| 1 | パブリックコメント*制度の推進 | P.11 |
| 2 | 市民参画機会の増加 | P.12 |
| 3 | とよかわ市民協働推進計画の推進 | P.13 |
| 4 | 企業など他団体との人事交流 | P.15 |
| 5 | 大学連携の推進 | P.16 |
| 6 | 他自治体との連携の推進 | P.17 |

将来像2 「情報・共有」

- | | | |
|----|---------------------|------|
| 7 | 国の情報発信ツールの活用 | P.18 |
| 8 | 広報に関する意識改革、協働化・民間活用 | P.19 |
| 9 | 事業の庁内における評価の実施 | P.20 |
| 10 | 予算編成過程の公開 | P.21 |

将来像3「**財政・資産**」

- | | | |
|----|------------------------|------|
| 11 | 民間委託の活用 | P.24 |
| 12 | とよかわ応援寄附金の確保 | P.28 |
| 13 | 債務の削減 | P.30 |
| 14 | 施設の見直し及び処分 | P.33 |
| 15 | 市有地や市施設の空きスペースの有効活用と処分 | P.34 |

将来像4「**組織・仕組**」

- | | | |
|----|-----------------|------|
| 16 | 企画調整会議の推進 | P.36 |
| 17 | 組織と定員の適正化 | P.37 |
| 18 | 総合計画実施計画策定方法の充実 | P.39 |
| 19 | 施策の成果の見直し | P.40 |

将来像5「**人材・品質**」

- | | | |
|----|----------------------------|------|
| 20 | 職員研修の充実化 | P.42 |
| 21 | 定員の適正化の推進 | P.44 |
| 22 | お客様を迷わせない取組の実施 | P.46 |
| 23 | GIS*の活用（工事箇所情報、災害時の情報等の提供） | P.48 |
| 24 | 業務改革の推進 | P.50 |
| 25 | 職員の働きやすい職場環境の構築 | P.51 |

5 目標

アクションプランの目標を明確化するため、「実施率」、「収入増加額・支出削減額」を指標として設定します。

このアクションプランでは、図表8のとおり計画の目標値を設定します。

図表8 「計画の目標指標と目標値」

目 標 指 標	目 標 値 (下段は実績値)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	最終目標 (平成32年度)
実 施 率 各年度で具体的取組を実施 (取組) する率 (検討などを含まず) $\frac{\text{各年度実施 (取組) 件数}}{\text{全体取組件数}}$	89%以上 (113件中101件以上)	92%以上 (114件中105件以上)	95%以上 (114件中109件以上)	97%以上 (114件中111件以上)	100%
	92.0% (113件中104件)				
収 入 支 出 増 加 削 減 額 取組を実施しなかった場合と比較して見込まれる収入増加額と支出削減額の合計	2.5億円以上 4.1億円	2.5億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上

6 全体スケジュール

アクションプランの確実な推進を図るため、進捗状況の確認や検証・評価を実施し、取組状況を報告書にて公表します。

このアクションプランでは、図表9のとおり計画します。

図表9 「全体スケジュール」

平成30年 3月	■アクションプラン策定 (平成30年度～平成32年度)
平成30年 4月～ 平成31年 3月	■取組の実行
平成31年 4月～ 平成31年 5月	■取組状況の確認
平成31年 6月～ 平成31年 8月	■取組状況の検証・評価・今後の方向性の検討 ■取組状況の報告書作成
平成31年 9月	■取組状況の議会報告と公表

具体的な取組内容

施策

① 市民参画の推進

改革手段

2 市民参画機会の増加

現状と課題

- 地域コミュニティの中核となる町内会は地域の自治活動を担う存在ですが、その加入率は減少傾向にあって、活動の停滞も指摘されています。
 - 密集市街地整備事業において、地域住民で構成するまちづくり協議会が組織され、ワークショップ*が実施されていますが、今後の密集市街地整備事業においても市民参画機会が増加できるようワークショップの実施を含めた整備事業の手法を確立していく必要があります。
 - 「学校の日*」を年間3回設け、学校の授業や創意工夫をした活動等を公開しています。
- 地域全体でまちづくりに取組むため、町内会の加入促進やコミュニティ活動の活性化を図る必要があります。
 - 市民が積極的に参加できる活動を企画・実施する必要があります。

取組方針

市民参画機会の増加を図るため、多くの市民が行政へ参画できる仕組みをつくり、市民の声を生かした質の高い行政運営を目指します。

具体的取組

番号	重点	件名	概要	改革工程				効果	主管組織 関係組織	その他
				29	30	31	32			
1	重点2	市民参画機会の増加	町内会の加入促進策を実施し、町内会の積極的な取組に対して支援する。					・地域全体でのまちづくりの推進	市民協働国際課 関係各課	
2		ワークショップの活用	密集市街地整備事業において、地元活動団体とワークショップを実施する。					・まちづくりへの市民参加の増加	都市計画課	
3		審議会等に関するガイドラインの運用	審議会などの委員選任について定めたガイドラインの運用を行う。					・審議会等の活性化 ・まちづくりへの意欲の醸成	企画政策課	
4		親子等で参加できる活動の企画・実施	親子や家族の参加できる行政の活動を企画・実施する。					・地域や家庭と連携した教育活動の展開	学校教育課	

施策

③ 企業など他団体との連携の強化

改革手段

1 企業などとの連携

現状と課題

- 各企業などで環境保全に係る取組を行うなど、社会貢献活動への意識が高まっています。
- 企業などへの補助を通じて、民間による市民サービスの展開を図る事例があります。
- 企業などと本市との共催事業や後援事業が実施されています。

- 企業などの社会貢献活動を理解し、広く市民へ周知する必要があります。
- 企業などにおける社会貢献活動に関する取組を把握していく必要があります。
- 協働に関する行政情報を提供し、企業などとの連携手法を検討する必要があります。

取組方針

企業などとの連携を図るため、行政情報を発信して企業の社会貢献意識を高めるとともに、積極的に情報収集を行い、企業と行政の適切な役割分担のもと、質の高い行政運営を目指します。

具体的取組

番号	重点	件名	概要	改革工程				効果	主管組織 関係組織	その他
				29	30	31	32			
1		環境保全活動に係る企業などとの情報共有	環境をテーマに社会貢献活動を行っている市内企業などと情報共有を行う。					・官民連携による活動の拡大 ・環境目標の実現 ・市内企業などとの協働	環境課	
				市内企業などとの情報共有						
2		企業・民間団体と連携した福祉サービスの展開	子育て支援、高齢者・障害者福祉などのサービスを企業・民間団体と連携して提供する。					・在宅医療、介護連携の促進 ・待機者の解消 ・介護離職の減少	介護高齢課 関係各課	
				・開設準備経費の補助 ・地域密着型サービス事業所(介護)の開所	事業の実施					
3	重点4	企業など他団体との人事交流	市と企業で相互に職員を派遣・受入を行う。					・他団体との連携の強化 ・民間の知識の習得	人事課	
				民間への短期派遣研修の実施						

施策

③ 企業など他団体との連携の強化

改革手段

2 大学などとの連携

現状と課題

- 審議会などの委員に大学教授などを登用しています。
 - 本市における就業体験を通じ、職業意識の向上や市政に対する理解を深めるためのインターンシップ制度*を実施しています。
 - 小中学校、高校でのボランティア学習支援や、大学生との協働事業を行っています。
- 質の高い行政運営を図るには専門的な知識が必要なため、大学などの人材を活用する必要があります。
 - 児童、生徒、学生のボランティア体験を増やすため、学校などと連携してサポートする体制を整備し、ボランティアに参加する場を確保する必要があります。

取組方針

大学などとの連携を図るため、環境整備や子どもたちの行政への参画意識を醸成させる情報発信を行い、大学などの知識や人材を活用して、質の高い行政運営を目指します。

具体的取組

番号	重点	件名	概要	改革工程				効果	主管組織 関係組織	その他
				29	30	31	32			
1	重点5	大学連携の推進	大学の知識や人材を活用し、質の高い行政運営を図る。					<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識の活用 ・効果的な事業の実施 	企画政策課	
2		インターンシップの拡大・充実	大学生を受け入れ、職場体験を実施する。					<ul style="list-style-type: none"> ・学生の職業意識の向上 ・市政への理解の拡大 	人事課	
3		学校との協働事業の推進	小中学校・高校において、体験や講座などの協働事業を行う。					<ul style="list-style-type: none"> ・学ぶ機会の充実 ・ボランティア意識の向上 	学校教育課	

施策 ② 柔軟な組織・権限の見直し

改革手段 2 外郭団体の見直し

現状と課題

- 平成25年度に策定した「外郭団体*の見直し実施方針」に基づき、外郭団体を所管する部課において事業運営の確認を行っています。
- 本市の補完的役割を担う団体であって、一定の出資を行い、補助金の交付などにより継続的に事業を支援している外郭団体は、次のとおり10団体あります。

分類	外郭団体の名称	分類	外郭団体の名称
公益財団法人	豊川市国際交流協会	公社	豊川市土地開発公社
公益社団法人	豊川市シルバー人材センター 豊川文化協会	社会福祉法人	豊川市社会福祉協議会 豊川市保育協会
株式会社	豊川市開発ビル株式会社 株式会社本宮	その他	豊川市施設管理協会 豊川市観光協会

- 停滞する現在の社会経済情勢や国の様々な制度改革など、外郭団体を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、外郭団体のあり方を見直す必要があります。
- 外郭団体の見直し実施方針に基づき、課題の整理に取り組む必要があります。

取組方針

外郭団体の見直しを図るため、外郭団体が担うべき役割を再認識し、「外郭団体の見直し実施方針」に基づき、外郭団体を所管する部課において事業運営の確認を行い、本市と外郭団体との適切な関係の再構築を目指します。

具体的取組

番号	重点	件名	概要	改革工程				効果	主管組織 関係組織	その他
				29	30	31	32			
1		外郭団体の見直し	外郭団体の見直し実施方針に基づき、外郭団体を見直す。	方針に基づく見直し実施				・経費の削減 ・業務の最適化	行政課 関係各課	

施策 ③ マネジメントサイクルの確立

改革手段 1 事業実施決定方法の見直し

現状と課題

- 次年度に向けた主な事業については、総合計画実施計画*策定において検討のうえ決定し、新年度当初予算を編成しています。
- 平成26年4月に豊川市各種計画策定等ガイドラインを策定し、計画の策定方法の周知や進捗管理を行っています。
- 豊川市各種計画策定等ガイドラインに基づき、各種計画の策定方法や進捗管理の明確化を図る必要があります。
- 総合計画実施計画と予算編成で、提出資料の重複など、所管課の事務負担が残っています。
- 各課で策定する各種計画の内容や進捗管理が統一されておらず、計画の位置づけや水準に差異があります。

取組方針

事業の実施決定方法の見直しを図るため、豊川市各種計画策定等ガイドラインの活用を推進し、より意思形成過程の強化や明確化を目指します。

具体的取組

番号	重点	件名	概要	改革工程				効果	主管組織	その他
				29	30	31	32		関係組織	
1	重点18	総合計画実施計画策定方法の充実	総合計画実施計画策定において、事前評価の結果をより有効に活用できる手法を検討し、充実させる。	方法の検討	取組実施			・より実効性の高い事業展開	企画政策課 関係各課	
2		予算編成方法の見直し	予算編成の実施方法を実施計画策定の見直しや評価の実施などにあわせて見直す。	総合計画実施計画との連携				・意思決定力の強化 ・意思決定過程の明確化	財政課 企画政策課	
3		各種計画の策定や進捗管理の明確化	各課などで管理する計画の策定方法や進捗管理をガイドラインに基づき明確化する。	ガイドラインに基づく取組実施				・政策決定の明確化 ・管理体制の強化	企画政策課 関係各課	
4		職員や各課からの意見聴取の推進	職員や市の各組織に対し、一定のルールのもと事業や制度などの意見を求め、反映する。	各種計画に対する意見募集の随時実施				・実施判断の明確化 ・実施判断力の強化	企画政策課 関係各課	

施策 ④ 業務改善の推進

改革手段 1 業務改善の意識高揚と改善の推進

現状と課題

- 昭和42年に制定した「事務改善奨励規程」を見直し、平成25年度より本市のカイゼン運動を実施し、職員が行う事務、作業、応対等の効率化や質の向上を図るための取組みを進めています。
 - 業務改善に関する職員研修を実施するとともに、業績評価*などの人事評価制度*や職員適性申告書*で自己の「業務改善」を推進しています。
 - 例規等に基づき業務を行っているが、実施手順やチェック方法などが明確化されていない場合があり、不適切な事務処理が発生しています。
- 業務改善に取り組む意識、姿勢に差があり、共通認識の深化を図る必要があります。
 - 職員のカイゼン運動が、より一層定着するよう推進する必要があります。
 - 業務におけるリスクの評価と対応について取り組む必要があります。

取組方針

業務改善の意識高揚と改善を推進するため、カイゼン運動をより一層定着させ、業務におけるリスクマネジメントを行い、市民サービスの向上や事務の効率化を目指します。

具体的取組

番号	重点	件名	概要	改革工程				効果	主管組織 関係組織	その他
				29	30	31	32			
1	重点24	業務改革の推進	あらゆる手法を活用してアイデアを引き出し、業務改革を推進する。	カイズン運動の実施				・職員の業務改善意識の向上 ・業務の効率化	行政課	
2		業務改善を図る人材育成の実施	自由なアイデアを引き出すための人材育成を実施する。	・業務改善研修の実施 ・人事評価制度における意識付け				・職員の業務改善意識の向上	行政課 人事課	
3		業務スクラップ運動の推進	仕事カイゼンの取組の一つとして業務スクラップ部門を設け、業務スクラップ運動を推進する。	業務スクラップ運動の実施				・業務の効率化	行政課	
4		内部統制*の推進	業務の有効性及び効率性に関する事務リスクの評価(リスクマネジメント)を実施する。	実施方法の調査・研究		取組実施		・職員の業務改善意識の向上 ・業務の効率化 ・法令等の遵守	行政課 関係各課	



用語解説

用語解説を「あいうえお」順に整理しています。

行	ページ	用語	用語解説
あ行	48	ICタグ	小さな無線ICチップを図書館資料に貼付し、電波の送受信で図書館資料の識別、管理などに利用されるもの。バーコードよりも多くの情報を記録できる。
	18・48・49	ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。
	48	あいち電子申請・届出システム	インターネットを通じて比較的軽易な手続を安全かつ確実にを行うことを可能とするシステム。
	13	アダプトプログラム	身近な公共空間である道路、海岸、公園、河川及び緑地等の公共施設の美化及び清掃について、市民や企業などが里親となってボランティアで管理する制度。
	42	EQ	Emotional Intelligence Quotient の略。「こころの知能指数」ともいわれ、自分の感情や他者の感情を把握し、自分の感情をコントロールする知能の指数。
	16・42	インターンシップ制度	学生が一定期間企業などの中で研修生として、自分の将来に関連する就業体験を行う制度。
	19	SNS	Social Network Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする登録制のインターネット上のコミュニティ型サービス。
	43	OJT	On The Job Training の略。職場研修。職員研修の形態の一つで、各職場において、個々の能力等に応じて、上司や先輩が実際の業務を通じて行うもの。
	42	オープンカレッジ	公開講座。講座(テーマ)を複数用意し、受講希望者が一定数以上となった際に開講する。
47	おもてな City とよかわ	「豊川市内の接遇No.1事業所」を目標とする、接遇向上のための全庁的な取組。接遇研修、マニュアルの作成・周知、各種啓発事業等を実施。	
か行	5・21・22・38	外郭団体	市の補完的役割を担う団体であって、一定の出資を行い、補助金や職員を派遣して継続的に事業を支援している団体。
	12	学校の日	各学校が地域や家庭と連携した教育活動を行い、子どもの様子や学校教育の実情を見ていただく行事。
	36	企画会議	行政の計画的かつ円滑な運営を図るため、副市長以下6名の部長級で構成し、市政の総合企画及び運営に関する一般方針、特に重要な事業計画の樹立及び実施方針、10億以上の建設事業の基本構想などを協議した会議。
	42・45	キャリアプラン	これまでの自分を振り返り、現在の自分を整理し、これからの自分、仕事への関わり方や身につけたい知識・経験等について考え、計画すること。
	3・24	行政経営改革ビジョン	行政経営改革の理念と方針を示したもの。
	34	行政財産	地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産(庁舎、学校、公園など)。
	22・48	行政手続	処分、行政指導及び届出に関する手続や命令等を定める手続。
	43・45・50	業績評価	人事評価の評価指標の一つ。業績評価は、各職員の主担当業務を定めて、その業務の成果・プロセスを評価するもの。
	49	クラウド方式	情報システムを個々の団体・個々の機器で運用するのをやめ、データセンターにある情報システムをサービスとして利用すること。
	32	公共施設中長期保全計画	建物の性能を維持するため、建物を構成する各部位の耐用度合いを調査し、適切な時期に適切な修繕を実施するために立てる計画。
	33	公共施設適正配置計画	公共施設のあり方について、抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を図るために立てる配置計画。
	30	公債費	国などから長期的に借り入れる資金の総称。
	2・5	公有財産	地方公共団体に属する財産のうち、ここでは土地・建物などの不動産を指す。

行	ページ	用語	用語解説
さ行	30	財務4表	企業会計に用いられる発生主義の考え方に基づいて作成される4種類の財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)のこと。
	23	サンセット方式	新規補助金などを予算化する際にその終期を設定し、終了時に再度継続の可否を検討する予算編成手法。
	7・48	GIS	地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
	23	市単独補助金	国や県等の補助を受けずに、市独自の経費で行う補助制度。
	13・24	指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人等(民間事業者を含む。)において、公の施設の管理運営を行う制度。
	40	主要施策の成果報告書	決算書の補助資料として、主な事業の成果を報告する書類。
	43	職場研修指導者養成研修	職場研修をより効果的に行うために、各課における職場研修指導者を養成する研修。
	42・50・51	人事評価制度	職員の業績、態度、能力を評価し、フィードバックによりモチベーションを引き出し、能力開発や人材育成を進める人事制度。処遇へも反映。平成 22年度から本施行。
	18	全国移住ナビ	総務省が関係省庁と連携し、全国の自治体と共同して構築するポータルサイト。居住・就労・生活支援等に係る総合的なワンストップ化を図る。
	1	総合計画	将来のまちづくりの目標を掲げ、市の今後の進むべき方向性を具体的に示す計画。基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成される。
36・39・40	総合計画実施計画	行政分野ごとの目標を実現するために実施していく具体的な事業を示した計画。3か年の計画期間で、毎年度見直しを行うローリング方式により策定。	
た行	2・4・18	地域情報化	生活の質の向上を図ることを目的に、住んでいる場所で様々な情報を容易に得られるようにすること。
	36	調整会議	行政の円滑な運営を図るため、市長以下関係各部で構成し、特に重要な事業の実施方針などを調整した会議。
	2・19	Twitter	Twitter 社が提供する無料インターネットサービスで、「ツイート(つぶやき)」と呼ばれる投稿や他利用者の投稿の閲覧を行うもの。
	43・45・50	適性申告書	係長級以下の職員が、年に1度、健康状態、現在の職務の状況、異動希望などを申告するもの。人事配置の適正化及び公務能率の向上に活用。
	41	電子市政モニター制度	インターネットを通じて市政に対する意見や提言を聴取し、施策の立案や改善などの参考資料とする市民参加によるモニター制度。
	2・5・36	トップマネジメント	組織の上層部が基本政策や重要施策の企画、立案、総合調整を行うこと。
な行	50	内部統制	リスクの発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する仕組み。
	44	任期付職員	任期が定められている職員。原則として、任期の定めのない一般職員と同様の権限で様々な業務に従事する。
	26	ネーミングライツ	施設の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する広告概念。
は行	29	発生主義会計	会計上の記帳の基準として、すべての収益及び費用を発生の実実に基づいて計上し、その発生した年度に正しく割り当てる方式を採用した会計。
	26	バナー広告	インターネット広告の一種。Webサイトに広告の画像を貼り、広告主のWebサイトにリンクする手法。
	19・21	パブリシティ	市政に関する情報などを報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動。
	6・11	パブリックコメント 手続	公的な機関が条例あるいは計画などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続。
	24	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
	49	BCP	Business continuity planning の略。大火災などの緊急時に資産の損害を最小限にし、中心となる業務の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時の業務継続方法などを決めておく計画。

行	ページ	用語	用語解説
は行	32	ファシリティマネジメント	土地・建物・設備などの財産を、経営的な視点に基づき管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ること。
	2・19	Facebook	Facebook 社が提供する無料インターネットサービスで、420 文字以内の投稿や他利用者の投稿の閲覧を行うもの。原則、利用者が実名で登録。
	29	複式簿記	すべての取引を、ある勘定の借方(左側)と他の勘定の貸方(右側)に等しい金額を記入する方法。
	23	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。
	34	普通財産	地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することを決定した行政財産(庁舎、学校、公園など)以外の財産。
	31	部要求限度額	各部等において、所属部署の限度額を積み上げたもので、所属部署間での枠対象経費の調整が可能な上限額。
	14	ボランティア・市民活動センター	ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供及び相談、コーディネート、施設・資機材の提供を行い、ボランティア・市民活動を行う者への支援と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための施設。
ま行	2・5・41	マーケティング	対象者が真に求めるサービスを提供するため、そのニーズを的確に分析し、サービスを提供すること。
	5	マネジメントサイクル	目的を達成するために、計画を策定し、計画どおりに実行できたのかを評価し、次期への行動計画へと結びつける一連の管理システム。
	43・51	目標管理(制度)	目標と自己コントロールにより業務の進行管理を行うもの。本市では、部・課等の組織目標と所属職員(管理職)の個人目標を定め、業務の進行管理と評価を行う。
や行	20	予算の姿	新年度予算に関して主な取組みを市民に伝えるために、本市で毎年作成する公表資料のビジュアル版。
わ行	12	ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。
	51	ワーク・ライフ・バランス	働く人にとって、仕事とそれ以外の生活とのバランスが、自身の望む調和のとれた状態であること。
	31	枠配分	予算編成において、特定の節・細節の一般財源合計額をその限度額内に収める方式。

豊川市行政経営改革プラン

行政経営改革アクションプラン

(平成 30 年度～平成 32 年度)

平成 30 年 3 月

豊川市 総務部行政課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL:0533-89-2123 FAX:0533-89-2125

Email:gyosei@city.toyokawa.lg.jp

TOY  KAWA